

第7章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、効率的な公共施設の整備と運営を進める必要があることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の実情などに十分配慮して逐次検討を行っていきます。

その際、地域の特殊性を考慮するとともに、交通・情報通信網といった基盤整備状況等を踏まえ、利便性のバランスが保たれるよう配慮することとします。

さらに、新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえる中で、事業の効果や効率について十分検討するとともに、既存の公共施設を可能な限り有効活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、旧玉穂町役場、旧田富町役場及び旧豊富村役場は、既存施設の有効活用の観点から、当分の間は、機能を分散した分庁舎として活用し、新市の事務所は暫定的に旧田富町役場におくこととします。

庁舎については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性等を考慮する中で整備します。

また、合併前の3町村の役場庁舎については、住民生活に密着した行政サービスを提供するため、支所機能を有する施設として存続させ、必要に応じて組織機構の改革や施設の改修を行いながら、行政ネットワークの強化等を図っていくとともに、他の公共的施設との複合的な利用を図っていくものとします。